

新体操演技発表会



日時 12月20日(日)午前10時30分受け付け、午前11時開会式

会場 市民体育館

種目 個人演技の部・集団演技の部

参加料 無料

申し込み 11月27日(金)までにスポーツ課へ



健康福祉

ひきこもりの家族を支える講演会

ひきこもり当事者の家族が、自分自身の心も大切にしながら本人と関わっていくためのヒントを伝えます。

日時 11月26日(木)午後2時～3時30分

会場 総合学習センター南棟

内容 ひきこもり当事者に関

12月1日は世界エイズデーです。エイズのまん延防止と感染者に対する差別や偏見の解消を目的に制定されました。これに合わせて、藤岡保健福祉事務所ではエイズの相談・検査の予約枠を拡大して実施します。



世界エイズデー

わたる家族が抱える、本人への接し方や将来への不安などのさまざまな悩みやストレスについて、心の負担を軽くするための方法やストレスとの向き合い方を学びます

講師 大島由之さん(群馬医療福祉大学助教)

対象 当事者やその家族、ひきこもりのことに関心がある人

定員 60人(先着順)

参加料 無料

申し込み・問い合わせ 11月18日(水)までに電話で市社会福祉協議会(☎②5647)へ

手話をやってみよう(第92回)

手話は音声言語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。手話が身近な言語となるよう、皆さんもやってみましょう。今月は「雪」を紹介します。

【雪】



両手の親指と人さし指で輪を作り、顔の辺りから上から下へ向かってひらと揺らしながら降ろす。

問い合わせ 福祉課(☎④2384)

日時 11月30日(月)午前9時30分～10時30分受け付け

会場 藤岡保健福祉事務所

検査内容 HIV(エイズ)・梅毒・淋菌・クラミジア・B型肝炎・C型肝炎

検査料 無料

その他 ▽検査は完全予約制で、匿名で受けられます▽通常のエイズ検査は、原則水曜日の午前9時30分～10時30分に実施しています

申し込み 下記2次元コードから申し込みまたは電話で藤岡保健福祉事務所へ

問い合わせ 藤岡保健福祉事務所(☎②1420)・健康づくり課(☎⑤7801)

地域リハビリ研究会いきいき介護予防講演会

日時 12月3日(木)午後2時～4時(午後1時受け付け)

会場 みかばみらい館

演題 お口から始めるアンチエイジング予防

講師 安彦善裕さん(北海道医療大学歯学部教授)

入場料 無料(予約不要)

問い合わせ 多野藤岡地域リハビリ研究会事務局(藤岡総合病院内 ☎②3311)

藤岡ピアサロン



こころの病気を抱えている人やひきこもりがちな人が集まり、ピアサポーターの体験談を聞いたり、悩みを共有することで回復を促すサロンです。グループトークを楽しみましょう。

日時 12月1日(火)午後1時30分～3時

会場 障害者支援センターきらら

内容 ピアサポーターの体験談の紹介・ショートケーキ作

り・グループトーク・交流

対象 市内在住でこころの病気を抱えている人やひきこもりがちな人とその家族、支援者、ピア活動に興味のある人

定員 30人(先着順)

参加料 無料

持ってくる物 上履き

その他 駐車場に限りがあるため、乗り合わせでの来場および満車の場合は詰め込み駐車に協力してください

申し込み・問い合わせ 11月20日(金)までに社会福祉法人明清会就労継続支援B型マザーリーフ(☎②58240)・福祉課(☎④2384)へ

成人健康相談



日時 11月20日(金)午後1時～4時(要予約)

会場 子育て・健康センター

内容 ▽健康や栄養・薬についての相談会▽血管年齢測定

▽体組成測定など

持ってくる物 健診結果票・健康手帳・お薬手帳など相談対象者の健康状態が分かる物

その他 ▽相談は家族など本人以外でも受け付けます▽ペースメーカー利用者は体組成測定を行えません

問い合わせ 健康づくり課(☎⑤7801)

計量強調月間



経済産業省では、現行の計量法が施行された11月1日を「計量記念日」、11月を「計量強調月間」と定めています。

県計量検定所では、家庭の体重計や料理用はかりなどの精度確認の依頼や、計量についての相談を受け付けています。

日時 月々金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分

会場 県計量検定所(前橋市下大島町)

相談方法 来所または電話

問い合わせ 県計量検定所(☎027・263・2436)・商業観光課(☎④2318)

粗大ごみ有料回収



収集日 12月7日・14日・21日・28日の月曜日午後(各日先着5人)

収集品目 家具・自転車など

収集制限 各家庭4点以内

料金 1kg当たり33円(消費税込み)

その他 収集日当日に収集する品を玄関先に出してください

申し込み・問い合わせ 11月24日(火)午前8時30分から電話で清掃センター(☎③8305)へ

群馬県最低賃金の改訂

群馬県最低賃金(地域別最低賃金)は、時間額1063円から1120円に改正され、10月3日から発効されています。

群馬県最低賃金は、県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。なお、特定の製造業(産業別)には、群馬県最低賃金とは別に特定最低賃金が定められています。詳しくは、群馬労働局または県内の労働基準監督署へ問い合わせてください。

問い合わせ 群馬労働局(☎027・896・4737)・藤岡労働基準監督署(☎②1418)・商業観光課(☎④2318)